

国への提案活動の状況（報告）

懇話会「中間報告」（H29.3）では、水道事業を取り巻く諸課題に対して、まずは各事業体における経営合理化の徹底、事業体間の広域連携、支援の仕組みづくりなど、地方自らが経営基盤の強化を図った上で、なお必要となる財政措置や制度改正については、関係団体が足並みを揃えながら、国に要請・提案を行うこととした。

この提案を踏まえた、各関係団体の活動状況及び提案内容は以下のとおりであり、国における検討状況を踏まえながら、今後も、あらゆる機会を捉えて、必要な提案活動を行っていく。

1 地方分権推進自治体代表者会議による活動

- (1) 会議日 平成29年8月7日（会場：県公館）
- (2) 提案活動 平成29年8月22日（提案先：与党国会議員、関係省庁等）
- (3) 提案内容

地方分権の推進に関する提言（抄）

I 地域創生の総合的推進 ～東京一極集中の是正に向けて～

6 地方創生推進対策の充実

(4) 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等【総務省、厚生労働省、国土交通省】

オ 公営企業に対する財政支援の充実

②水道事業への財政支援の拡充等

【将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置】

- ・ 人口減少による需要の減少、施設の老朽化など、水道事業が抱える中長期の課題に対応するための取組に対して、財政支援を行うこと。
- ・ 人口減少に伴い自らの努力だけでは経営の維持が困難な地域が増加することから、水道事業に対する繰出基準を拡充した上で財源措置を設けること。

【当面の経営維持に必要な現行制度の拡充・改正】

- ・ 生活基盤施設耐震化等交付金、水道施設整備費国庫補助金について、必要な予算枠を確保し、補助率を引き上げること（1/4～1/2→一律1/2）。あわせて、施設の共同利用など広域連携を進めるため、及び簡易水道統合後においても必要な整備ができるよう、対象事業の追加や制限の緩和等、制度を拡充すること。
- ・ 簡易水道の上水道への統合が進んでいることから、旧簡易水道区域を含む上水道を過疎対策事業債の対象事業に追加すること。
- ・ 各事業体が地域の実情に応じて事業運営ができるよう全国一律の施設基準等を緩和すること。

【専門職員の確保・育成に向けた取組に対する財政措置】

- ・ 業務ノウハウを有する専門職員が減少していることから、専門職員を確保・育成するための広域連携の取組に対して財政措置を講じること。

2 兵庫県による活動

- (1) 発表日 平成 29 年 7 月 18 日
(2) 提案活動 平成 29 年 7 月 21 日以降 (提案先：県選出国會議員、関係省庁等)
(3) 提案内容

平成 30 年度国の予算編成等に対する提案 (抄)

II 地域創生の基盤づくり

4 活力を支える社会基盤整備の着実な推進

(8) 社会資本整備を進める各種制度の推進

③ 水道事業への財政支援の拡充等【総務省、財務省、厚生労働省】

ア 将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置

- ・ 人口減少による需要の減少、施設の老朽化など、水道事業が抱える中長期の課題に対応するための取組に対して、財政支援を行うこと
- ・ 人口減少に伴い自らの努力だけでは経営の維持が困難な地域が増加することから、水道事業に対する繰出基準を拡充した上で財源措置を設けること

イ 当面の経営維持に必要な現行制度の拡充・改正

- ・ 生活基盤施設耐震化等交付金、水道施設整備費国庫補助金について、必要な予算枠を確保し、補助率を引き上げること (1/4~1/2→一律 1/2)。併せて、施設の共同利用など広域連携を進めるため、及び簡易水道統合後においても必要な整備ができるよう、対象事業の追加や制限の緩和等、制度を拡充すること
- ・ 簡易水道の上水道への統合が進んでいることから、旧簡易水道区域を含む上水道を過疎対策事業債の対象事業に追加すること
- ・ 水道事業の全国一律の施設基準の緩和を図るとともに、各事業体が地域の実情に応じて事業運営ができるよう地方の裁量を拡大すること

ウ 専門職員の確保・育成に向けた取組に対する財政措置

- ・ 業務ノウハウを有する専門職員が減少していることから、専門職員を確保・育成するための広域連携の取組に対して財政措置を講じること

3 市長会による活動

- (1) 総会日 平成 29 年 10 月 3 日（会場：淡路夢舞台国際会議場）
- (2) 提案活動 平成 29 年 12 月上旬予定（提案先：知事、全国会議員、関係省庁等）
- (3) 提案内容

水道事業に対する財政支援体制の強化について

（要望事項）

水道は、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインとして、平時はもとより、災害時においても安全で良質な水を安定的に供給することが求められている。

そのため、災害に強い水道施設を目指した耐震化の取組を一層進めるための財政支援措置の拡充・補助要件の緩和、企業債発行における公的資金枠の確保と将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置を講じることを要望する。

また、大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化についても強く要望する。

（要望事項の説明・問題点）

水道事業者は、水需要が急増した昭和 30 年代から 40 年代にかけて基盤施設の整備・拡充を進めてきたが、その多くが更新時期を迎え、老朽化した施設の更新・再構築や耐震化に全力を傾注しているところである。一方、水需要の減少に伴う料金収入の低迷、さらに病原微生物等の水質問題に起因した水質管理体制の強化や高度浄水施設の整備の対応など、水道を取り巻く経営環境は年々厳しさを増している。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害、近年の異常気象に伴う豪雨災害が多発する中、南海トラフ地震をはじめ将来起こりうる自然災害に備えるため、水道事業者間の広域連携や老朽化する水道施設の強靱化に取り組んでいく必要がある。

これらの事業を着実に推進するためには、多額の更新資金を確保することが前提となることから、国の積極的な財政支援や、水道事業者が固定資産の耐用年数に合わせて長期かつ低利で安定して資金調達ができるようにするための企業債発行に対する公的資金枠の確保が必要不可欠である。

したがって、水道事業の健全経営を確保し、事業の円滑な推進を図るため、国に対し、財政支援の拡充及び補助要件の緩和に努めること、今後のインフラ更新に対する多額の資金需要に対応するため、公的資金の借入枠を拡充することと将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置を講じることを要望する。

また、大規模災害発生時に、国や自治体等を含めた広域連携の強化に向け、必要な措置を講じることを強く要望する。

4 町村会による活動

- (1) 総会日 平成 29 年 5 月 23 日 (会場：ホテル北野プラザ六甲荘)
- (2) 提案活動 平成 29 年 8 月 21 日 (提案先：知事)
- (3) 提案内容

平成 30 年度兵庫県予算及び施策に関する要望 (抄)

8 上下水道事業の経営維持に向けた支援の拡充強化を図られたい

上下水道施設においては、防災及び地域活性化の観点から施設環境整備が不可欠であるとともに、将来の人口減少による利用料金収入の減少等経営環境の悪化や、技術者の確保等課題は山積している。

よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。

- (1) 南海トラフ地震等大規模災害に備え、水道施設の耐震化を推進するための財政支援を拡充するよう引き続き国に働きかけられたい。
- (2) 人口減少や地理的要因等により自らの努力だけでは経営を維持できない条件不利地域の水道事業に対し、地方の実情を踏まえた財政等支援制度の創設を国に働きかけられたい。
- (3) 統合前の簡易水道の建設改良に係る地方財政措置(給人口による交付税措置)については、段階的な縮減を廃止して恒久的な財政支援にするとともに、簡易水道との統合を行った上水道を過疎対策事業債の対象に追加するよう国に働きかけられたい。

5 日本水道協会による活動

- (1) 総会日 平成 29 年 10 月 25 日（会場：サンポートホール高松【香川県】）
- (2) 提案活動 平成 29 年 10 月 25 日以降（提案先：自民党、関係省庁等）
- (3) 提案内容

2 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の緩和等について（抄）

【生活基盤施設耐震化等交付金】

(2) 水道管路耐震化等推進事業のうち、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価等の要件の撤廃又は緩和、交付対象事業、施設の拡大並びに交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付対象事業者の要望額を交付額とする。

- ① 老朽管更新事業において、給水人口並びに水道料金に係る採択基準を撤廃又は緩和するとともに、長期的な更新計画を策定し、計画的な更新事業を実施する水道事業者を全て交付対象とする。また、交付対象となっていない鋼管を始め、布設後 20 年以上経過した全ての管種を対象とし、配水支管までを交付対象とする。

さらに、老朽管更新工事の際に一体として行う給水管のつなぎ替え及び公道内鉛管解消の単独工事を交付対象に加える。

(3) 水道事業運営基盤強化等推進事業のうち、次の事項を実現するほか、採択基準における資本単価等の要件の撤廃又は緩和、交付対象事業、施設の拡大並びに交付率の大幅な引き上げを図るとともに、交付対象事業者の要望額を交付額とし、広域連携がより促進されるよう、地域の実情を踏まえた制度とする。

- ① 広域化事業において、簡易水道事業を交付対象に加える。
- ② 特定広域化施設整備費における資本単価等の要件の撤廃又は緩和、並びに対象施設の拡大を図る。
- ③ 水道広域化促進事業について、事業目的を達成するまで事業実施期間を延長するとともに、交付率が大きく低下していることから、交付金制度から従前の補助金制度に戻す、又は事業内容により交付率に差部化が図られるよう要綱を整備するなど、制度の見直しを図る。
- ④ 広域連携に係る水源の共有化、施設の共同更新等の施設整備（連絡管、配水池等）に対する補助制度を創設する。
- ⑤ 料金システム、公営企業会計システム等の共同開発・共同利用、データベース整備（顧客管理、固定資産台帳等）、並びにネットワークシステム構築に対する補助制度を創設する。
- ⑥ 広域連携の推進を加速させるため、水道事業者間や都道府県が実施する、広域化に関する研修会等へ積極的に関与し、実施内容の充実に努めるとともに、関係事業者が共同して人材支援組織を設置するなど、専門職員の確保・育成に向けた取組に対する補助制度を創設する。
- ⑦ 申請における添付書類の簡素化を図る。

(4) 電気計装設備、水質分析機器、監視制御設備等、比較的耐用年数の短い設備更新事業に対する補助制度を創設する。

(5) 国の補正予算のうち、本省繰越として翌年度へ繰越される予算について、国が補正した同一年度に、水道事業者が予算執行できるように運用を見直す。

(6) 全国一律に適用される施設基準等について、必要性・合理性を検証し、地域の実情に応じて柔軟に事業運営できるよう地方の裁量を拡大する。

6 全国大規模水道用水供給事業管理者会議による活動

- (1) 会議日 平成 29 年 6 月 1 日 (会場リーガホテルゼスト高松【香川県】)
- (2) 提案活動 平成 29 年 8 月 4 日 (提案先：県選出国會議員)
- (3) 提案内容

平成 30 年度水道施設整備予算に関する要請

水道は、国民の日常生活及び社会経済活動の安定と発展を支える基盤として欠くことのできないものであります。

全国の水道用水供給事業者は、水を取り巻く環境が厳しくなる中で、国民の水道水への需要に的確に答えていくため、広域的な観点から、限りある水資源を合理的かつ公平に各市町村に対して供給するとともに、水道施設を効率的に整備することを目指して、広域水道の推進に全力を傾注しているところであります。

しかしながら、このような広域的な水源開発や水道施設の整備には多額の先行投資が必要であり、市町村を超えた合意を形成しつつ円滑に推進するためには、国からの強力な財政支援措置が不可欠な状況にあります。

さらに、安全で良質な水道水の確保、渇水対策及び地震対策の実施等の課題は複雑かつ多様化しており、これらの課題に対応し、強靱な水道を構築するため、水道施設整備事業を推進するための予算額の確保も是非とも必要であります。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、さらに平成 28 年 4 月に発生した熊本地震にあっても、改めて水道や電気等各種ライフラインの重要性が認識されたところであり、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生確率が高まる中、それらへの対策が急務であります。

つきましては、平成 30 年度の水道施設整備予算について、下記事項が実現されるよう特段のご高配を要請いたします。

記

- 1 水道事業の広域化に関する施設整備やシステム統合及び水道水開発施設整備に対する国の財政支援措置の拡充及び所要の予算額の確保を図っていただきたい。
- 2 水重要の減少による水道事業者の厳しい経営環境も踏まえ、安定給水確保のため、老朽化した既存水道施設の建設改良、更新事業が促進されるとともに、水道施設耐震化推進等の災害対策の充実が図られるよう、制度の創設及び財政支援措置の充実等を図っていただきたい。
- 3 住民生活に欠かせない水道施設の整備・更新等が円滑に実施できるよう、地方公共団体金融機構が引き続き長期・低利の資金を安定的に供給する体制の維持を図っていただきたい。
- 4 公的資金補償金免除繰上償還制度については、制度を復活及び恒久化するとともに、繰上償還の要件となる資本費等の条件緩和、対象金利の引き下げ及び財政融資資金における新規貸付停止条件の撤廃等を図られたい。

7 全国簡易水道協議会による活動

- (1) 総会日 平成 29 年 5 月 30 日 (会場：ホテルニュー長崎【長崎県】)
- (2) 提案活動 平成 29 年 6 月 9 日以降 (提案先：県選出国會議員) <概算要求対策>
平成 29 年 7 月 3 日 (提案先：自民党、公明党、関係省庁等)
平成 29 年 9 月 6 日 (提案先：自民党、公明党、関係省庁等)
平成 29 年 9 月 12 日以降 (提案先：県選出国會議員) <政府予算対策>
- (3) 提案内容
<概算要求対策>

国庫補助金関係要望事項

- 1 簡易水道関係国庫補助所要額の満額確保及び補助要件の緩和を図られたい
- 2 簡易水道国庫補助率を2分の1以上に引き上げられたい
- 3 簡易水道統合の激変緩和措置と新たな財政支援を図られたい
- 4 地震等災害対策事業に対する財政措置の拡充を図られたい

起債・地方交付税関係要望事項

- 5 簡易水道関係財政措置の拡充を図られたい

<政府予算対策>

1 水道（簡易水道）関係予算の所要額843億円の満額確保

(簡易水道関係／123億円)

- ◎厚生労働省・・・66億円
- ◎国土交通省・・・10億円(離島分)・18億円(北海道分)
- ◎内閣府・・・29億円(沖縄分)

2 簡易水道等施設整備費の補助制度の拡充

- ・国庫補助率(水道未普及地域等)2分の1以上の引き上げ
- ・国庫補助要件(採択基準)の緩和
- ・簡易水道統合期限の大幅延長と新たな財政措置
- ・地震等災害対策事業に対する財政措置の拡充

3 簡易水道関係事業債274億円の確保

(地方債計画案)

- ◎総務省所管

4 簡易水道事業に対する地方財政措置の拡充

- ・簡易水道事業統合後における簡易水道事業債及び過疎債の継続
- ・水質検査費用に対する財政措置の拡充

8 全国衛生部長会による活動

- (1) 総会日 平成 29 年 6 月 19 日 (会場：東京都)
- (2) 提案活動 平成 29 年 7 月 19 日 (提案先：厚生労働省)
- (3) 提案内容

平成 30 年度衛生行政の施策及び予算に関する要望書

13 食品衛生・生活衛生対策及び危険ドラッグ対策

- (4) 水道事業の広域化の促進のために、水道事業運営基盤強化推進等事業の交付率の引上げ、資本単価や広域化する事業体数等の要件の撤廃、及び広域化事業の対象範囲の拡大とともに、水道施設の共有等の事業統合・経営の一体化によらない広域化に対する補助又は交付金制度を創設すること。

また、簡易水道再編推進事業の国庫補助・交付金制度の拡充等及び上水道統合後の財政措置を講ずること。

さらに、全国一律に適用される水道施設の施設基準や水質基準などについて、その必要性・合理性を検証の上、必要に応じて制度を見直すなど、各事業体が地域の実情に応じて柔軟に事業運営ができるよう地方の裁量を拡大すること。